

令和 8年 3月 3日 議決・専決

令和 8年 4月 1日施行

令和 8年 3月 4日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町条例第2号

佐用町地域福祉基金条例の一部を改正する条例

佐用町地域福祉基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8年 3月 4日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町条例第2号

佐用町地域福祉基金条例の一部を改正する条例

佐用町地域福祉基金条例（平成17年佐用町条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。